

『華嚴三昧觀』 関連伝本の考察

柳下 實悠

一 序論

(一) 問題の所在

華嚴教学の大成者、法蔵（六四三―七二二）が自らの著作で言及する『華嚴三昧觀』は、日本において少なくとも凝然（一二四〇―一三二二）の時代には佚書とされ、中国・韓国でも既に散逸している。法蔵は『華嚴三昧觀』の概略について『華嚴経伝記』で次のように説明している。

華嚴三昧觀一卷十門。

右於上十門、亦各以十義弁其所要。務令修成普賢願行、結金剛種、作菩提因、当来得預華嚴海会。用於天台法華三昧觀、諸修行者足為心鏡耳。沙門法蔵所述。

華嚴三昧觀一卷十門。

右〔の書〕はその十門において、また各々十義をもってその所要を弁じている。努めて〔行者に対して〕普賢願行を修め成就し、金剛の種を結び、菩提の因を作つて、将来に華嚴海会に連なることを得させる。天台法華三昧觀を用い、諸々の修行者は心鏡（くもりのない理想の心）とするに足るものである。沙門法藏の所述。

この記述から、本書が十門十義で構成され、普賢願行の修成を目指す実践的傾向の強い書であったことがわかる。『探玄記』では、こうした内容を持つ本書が、教理や解の観点から表された十重唯識に対して、観行の立場によつて構想されたものであると述べている。

是約教就解而説。若就観行亦有十重。如一卷華嚴三昧中説。

これ（十重唯識）は教の観点から〔理論的な〕理解について説いたものである。もし観行について〔説けば〕また十重が有る。一卷の華嚴三昧の中に説くようなものである。

近代以降にはこの記述の他に、宗密（七八〇―八四一）の『行願品疏鈔』と崔致遠（八五七―？）の

『法蔵和尚伝』に存在する『華嚴三昧観』の逸文と一致する記述を含むことから、『華嚴発菩提心章』(以下、『発菩提心章』)もしくは『華嚴三昧章』(以下、『三昧章』)が『華嚴三昧観』と極めて密接な関係にあることが確実視されている。これを承け、両書のいずれが『華嚴三昧観』そのものであるか、あるいはその原形により忠実であるかをめぐり、学界では論争が展開されてきた⁴⁾。

加えて、『華嚴三昧観』と杜順(五五七―六四一)撰と伝わる『法界観門』との関係性の解明も重要な争点となっている。『発菩提心章』と『三昧章』は次の表の通り構成がほぼ同一であるが、前者は表徳第四において、『法界観門』全文を何の断りなく記載するのに対して、後者は『法界観門』の項目のみを取って内容を欠いている。したがって、仮に『法界観門』相当の記述を内包する必然性が認められれば『発菩提心章』、否定されれば『三昧章』が『華嚴三昧観』の原形に近いと判断出来る。この論点は、『法界観門』が杜順の撰述か、それとも法蔵の『華嚴三昧観』からの抜粋なのかという問題に直結し、事態をより一層複雑化させてきたのである。

『発菩提心章』（大正藏）	『三昧章』	『法界觀門』
<p>第一 発心 一 直心 十心 二 深心 十心 三 大悲心 十心 第二 簡教 十義 第三 顕過 四門 第四 表徳（顕徳）</p> <p>一 表徳（真空観） 四門 二 理事無礙観 十門 三 周遍含容観 十門 四 色空章十門止観 十門 五 理事円融義 十義</p>	<p>第一 発心 一 直心 十心 二 深心 十心 三 大悲心 十心 第二 簡教 十義 第三 顕過 四門 第四 表徳（顕徳）</p> <p>一 真空観（本文無し） 二 理事無礙観（本文無し） 三 周遍含容観（本文無し） 四 色空章十門止観 十門 五 理事円融義 十義</p>	<p>一 真空観 四門 二 理事無礙観 十門 三 周遍含容観 十門</p>

(二) 本研究の目的と方法論

本研究の最終的な目的は、未だ解明されていない『華嚴三昧観』の全容を明らかにすることにある。そのための課題は大別して三つある。第一に『発菩提心章』と『三昧章』のどちらが『華嚴三昧観』の原形により忠実な内容を伝えているのかという問題。第二に、『法界観門』相当の文が杜順に帰属すべ

きものか、法蔵の思想と見るべきかという問題⁵⁾。第三に『発菩提心章』あるいは『三昧章』は『華嚴三昧觀』そのものと見なすべきか、後代における増広や改変を経たものと判断すべきかという問題である。これらの論点をめぐり、先行研究では経録の記述や文献学的な検討に基づき、各書の正当性が示されてきたが、未だ定説を見るに至っていない。先行研究には、論者の主観によって結論が大きく左右される場合や、本文の信頼性の精査がないまま、特定の資料を偏重することが多々あり、実証的な検討が十分な場合も少なくない。

かかる状況を踏まえ、本稿は客観的根拠に基づいた議論を展開するため、二つの手法を主軸に据え、『華嚴三昧觀』関連伝本の資料としての信頼性を検討する。第一の手法は経録をはじめとする関連文献の記録の比較検討、第二には現存する諸本間の校合による本文内容の比較分析である。これらの作業により本研究は、先行研究における成果を批判的に総括し、『華嚴三昧觀』の全容解明のための文献上の基盤を構築することを目指す。

二 経録における記述

(一) 『華嚴三昧觀』

本章ではまず、文献上の記録を手がかりとして、『華嚴三昧觀』および関連著作の成立と伝存の経緯について検証する。

『華嚴三昧觀』の存在を確認出来る最も早い例は、宗密『行願疏鈔』での引用である。一方、同書を参照していたと推測される下限は、高麗の義天（一〇五五—一一〇一）の『新編諸宗教藏総録』（以下、『義天録』）の法蔵撰とされる「三昧觀一卷」の記録である。これ以降、同書への言及は見られない。

なお、澄觀の活躍した時期に入唐留学した空海（七七四—八三五）の『秘藏宝鑰』には「杜順和上依此法門造五教花嚴三昧法界觀等」。（杜順和上はこの法門によって五教花嚴三昧法界觀等を作った。）と述べられ、先行研究では多くの場合、『五教止觀』・『華嚴三昧觀』・『法界觀門』が並記されていると解釈する。この記述が『華嚴三昧觀』を指すのであれば、これが同書への最初の言及と言えるが、空海が『十住心論』において『五教止觀』の第五華嚴三昧門を「又杜順和尚花嚴三昧云。」と引用している事実を鑑みれば、『秘藏宝鑰』の記述は『華嚴三昧觀』を指すのではなく、『五教止觀』の第五華嚴三昧門と解釈する余地が残されていて、必ずしも定かではない。

日本ではその他、延喜十四年（九一四）に朝廷に奏上された円超撰『華嚴宗章疏並因明録述』（以下、『円超録』）に記載がある。しかし、『円超録』には「未知卷数」と記載される書が散見し、日本への伝来が疑われる書目も含まれているため、本録の記述をもつて『華嚴三昧觀』が日本に存在していたことを確定させることは難しい。さらに、凝然は同書を参照出来ないことは明らかであり、少なくとも十三世紀初頭には、『華嚴三昧觀』の原本が参照不可能であったと考えられる。このように『華嚴三昧觀』はそもそも記録が少なく、朝鮮で十一世紀に確認されたことを最後に東アジアの文献上からその

姿を消し、佚書となったものと推定される。

(二) 『発菩提心章』

『発菩提心章』は、管見の限り中国・朝鮮ではその記録が一切確認出来ない。それに対して日本では、法蔵の没後三十年程度の正倉院文書に、関連する記述が複数見出される。例えば天平十五年（七四三）には「華嚴発菩提心義」が撰者未記載で⁵⁶、天平勝宝三年（七五一）には、法蔵の撰述として記されている。また、天平十六年（七四四）⁵⁷、天平宝字七年（七六三）⁵⁸、神護景雲元年（七六七）⁵⁹には「発菩提心義」が、天平二十年（七四八）には「華嚴發蘊心」⁶⁰が撰者未記載で見られる。これらの書名は微細な相違が存在するものの、当時の華嚴関係の著作に類例が存在しないため、いずれも『発菩提心章』に相当すると考えられる⁶¹。さらに、法然（一一三三—一二二二）の『選択本願念仏集』には、「華嚴亦有菩提心。如彼菩提心義及遊心安樂道等説⁶²。（華嚴にもまた菩提心がある。華嚴の『菩提心義』及び『遊心安樂道』等に説かれるとおりである。）」とあり、『発菩提心義』という名称の写本が十二世紀末まで存在していた可能性を示している。

以上の事実から、筆者は『発菩提心章』が日本に伝わった際、呼称が未だ不統一であったと推測する。法蔵の著作には『五教章』や『三寶章』など、『発菩提心章』と同様に題目が不確定な書が複数存在する。加えて、発菩提心という題目は本書冒頭の発心第一の内容にのみ相当し、著作全体の内容を包含す

るものとは言い難い。したがって、撰述当時は異なる題号であったか、あるいは未題であった可能性も否定出来ない。

その他の経録に目を向けると、『円超録』には、「華嚴三昧観」と「華嚴発菩提心義」が、法蔵撰述の別個の書として登載されている²⁵。嘉保元年（一〇九四）成立の『東域伝灯目録』（以下、『永超録』）も「同発菩提心章一卷²⁶」を法蔵撰述として記し、それ以降の日本の諸録では、一貫して『発菩提心章』が法蔵撰として扱われている。

なお、木村清孝氏は法蔵の弟子の慧苑（六七三―七四三）が撰述した『刊定記』に見られる「若広頭因縁、如菩提心章²⁷。」という文が『発菩提心章』を指すと解釈し、館野正生氏や中西俊英氏も同じ立場をとる²⁸。これに対し、吉津宜英氏は『発菩提心章』は当該箇所内容的に対応しないと述べ、木村氏の主張に疑問を呈する²⁹。筆者は前述の通り、『発菩提心章』の題目が日本で確定した可能性が高いと考える立場から、『刊定記』が指す「菩提心章」とは、智儼（六〇二―六六八）撰『孔目章』賢首品初立発菩提心章、あるいは浄影寺慧遠（五二三―五九二）撰『大乘義章』発菩提心義であると推測する。

(三) 『三昧章』

『三昧章』の文献上の初出は、宋の永明延寿（九〇四―九七六）が『心賦註』で、第五理事円融義を引用する箇所である³⁰。中国において『三昧章』は、後述の高山寺宋版本や東大寺南宋本が現存するこ

とが示すように、広く流布していたと考えられる。また、南条文雄氏が写本を発見したことにより、朝鮮でも流通していたことが判明したが、当該写本の伝来経緯については未詳である。

一方、日本では後述する高野山宝寿院写本の存在から、十三世紀前半には日本に伝来していたことが確実である。文献上では、明恵の孫弟子にあたる順高（一二一八—一二七二？）の『起信論本疏聴集記』²³、凝然の『通路起』や『華嚴宗要義』に同書への言及が見られるものの、その他の経録などには記載されていない²⁴。この点に関して、後述する湛睿写本の奥書に「秘藏々々聊不可許人矣²⁵」との一節が存在することは、日本において『三昧章』が秘藏され、閲覧が制限されていた可能性を示唆している。以上の点を整理すると、『三昧章』は、伝存が日本にほぼ限定される『発菩提心章』とは異なり、中国本土や朝鮮半島においても伝播していた事実が確認される。しかしながら、その文献上の初出は、『発菩提心章』と比較して二百年程度の時代的隔たりが認められる。

(四) 『法界観門』

『法界観門』の名が登場する最古の記述は、貞元三年（七八七）頃までに成立した澄観（七三八—八三九）の『華嚴経疏』である²⁶。澄観は別教一乗の法門を明所依体事・撰帰真実・彰其無礙・周遍含容に分ち、第二撰帰真実を解説する箇所『法界観門』に言及する。

第二撰帰真実者、即真空絶相。経云、法性本空寂無取亦無見。性空即是仏、不可得思量。亦有十義。如法界観²⁷⁾。

第二に真実に撰帰するとは、すなわち真実の空が形相を絶することである。八十『華嚴』にいうには、法性は本来空寂であり、知覚することも無ければ見ることも無い。本性としての空はすなわち仏であり、思量することが出来ない。また「これについて」十義がある。「法界観」にある通りである。

澄観は撰帰真実の内容である真空絶相には十義があり、それは「法界観」に説かれている通りであるという。この「法界観」とは『法界観門』の真空観を指していると考えられる。というのも、『華嚴経疏』に澄観自身が重ねて註釈を施した『演義鈔』では、撰帰真実・彰其無礙・周遍含容がそれぞれ『法界観門』の三観（真空観・理事無礙観・周遍含容観）に対応することを明かしているためである。加えてここでは『法界観門』を杜順撰と述べていて、これが『法界観門』杜順撰述説の初出である²⁸⁾。また、澄観が『法界観門』に註釈を施した『法界玄鏡』では、澄観以前に既に他の註釈書が存在した可能性を示す記述がある。ただし、『華嚴三昧観』や『発菩提心章』のように『法界観門』の記述が含まれる書の註釈である可能性は考慮すべきであろう。

朝鮮半島においては、十一世紀成立の『義天録』に「法界観一卷 旋復頌附 法順俗姓杜氏世称杜順述²⁹⁰。」と記され、杜順の撰述に帰属させられている。

日本における最古の記録は、最澄が唐から請来した書籍をまとめた貞元二十一年（八〇五）成立の『伝教大師将来越州録』である。そこには「華嚴法界観一卷²⁹¹」とのみ記され、撰者は示されていない。日本ではじめて同書を杜順撰述とするのは、前述した空海の『秘藏宝鑰』であり、その他、円仁の『入唐身求聖教目録』にも杜順撰として記録されている²⁹²。

以上のように、『法界観門』の存在が文献上で確認出来るのは澄観の著作が上限であり、『発菩提心章』の最古の記録から五十年程度下る。

(四) 小結

先行研究の一部では、右のような記録に基づいて両書の成立の前後関係が論じられてきた。例えば常盤大定氏は、『三昧章』が中国・朝鮮にも伝存する事実を重視し、朝鮮本『三昧章』こそが『華嚴三昧観』の最古の形式を示すものであり、日本にしか見られない『発菩提心章』は本邦において『法界観門』を追補した後世の偽作であると主張する²⁹³。

これに対して鈴木宗忠氏は、『華嚴三昧観』が日本に『発菩提心章（義）』という名称で伝来したと推測し、館野氏も同様の見解を示している²⁹⁴。また、木村氏は両書ともに『華嚴三昧観』そのものではな

いが、『発菩提心章』の成立は記録上『三昧章』より先行していて、『三昧章』は『法界観門』を配慮した後人の改訂と考えられると述べている³²⁾。

筆者は『三昧章』が中国・朝鮮に存在していた事実があっても、それが直ちに法蔵の『華嚴三昧観』であると断定することは早計であると考ええる。それは法蔵没後に『三昧章』が中国または朝鮮で作られた可能性は依然として排除出来ないことに加え、記録上の初出は『発菩提心章』が先行するためである。特に正倉院文書の中に『華嚴三昧観』と『三昧章』の名が見られないことは、『華嚴三昧観』の日本への未伝および『三昧章』よりも『発菩提心章』の成立が先行し得る可能性を示している。しかし、記録上の先後のみを根拠として、『発菩提心章』の成立が先行すると断定することもまた難しく、現存する文献記録のみに基づいて両書の成立の先後関係を確定することは困難であると言わざるを得ない。そこで本稿では次章以降、諸本の校異から両書の関係について検討を進める。

三 『発菩提心章』と『三昧章』諸本の来歴と特徴

(一) 『発菩提心章』諸本について

『発菩提心章』と『三昧章』には、複数の資料が伝存している。それにもかかわらず、従来、これらの諸本に対する系統的な整理は、十分になされてこなかった。そこで本章では、現存する両書の諸本について、判明している情報を集約・整理し、四章で行う本文校合の前提を整備する。

まず『発菩提心章』の現存する資料は次の通りである。

〈活字本〉

① 続蔵本

続蔵一〇三卷所収。底本に曼陀羅院刊本を用いるも、『三昧章』の影響が見られ、『三昧章』朝鮮本を校訂に用いている可能性が高い。

② 大正蔵本

大正蔵四五卷所収。底本を続蔵本、甲本を山城屋刊本（序無し）とし³⁵⁾、続蔵本における『三昧章』の影響を排除している。

〈刊本〉

③ 曼陀羅院刊本 正徳四年（一七一四）

最初に成立した刊本と考えられ、「錦綾山曼陀羅院蔵版」と記される。冒頭の凡例には、編纂の経緯が述べられている。

此章別有異本。而文画多紕謬。字句頗欠脱。今、以梅尾・南都諸本随義参訂改正。筆削非私意也。每值文有大異繫之鼈頭³⁶⁾。

この『発菩提心章』には別に異本がある。しかし文画は多くあやまり、字句も頗る欠脱している。今、梅尾・南都の諸本をもって意味するところにしたがって参訂改正した。「こうした」筆削は私意で行ったものではない。文の大きな相違があるところには頭注に内容を記した。

これによれば本刊本は「異本」（凡例の最後に『三昧章』を批判しているため、これを指すか）に誤りや欠脱が多かったため、梅尾・南都の諸本によって校合を施して改訂したものであるという。異同が明記された箇所は十一箇所に留まるが、現存する宗性・湛睿・高山寺写本とは四百箇所以上の相違が存在し、全く異なる系統の資料であると考えられる。

④山城屋刊本 享保一六年（一七三二）

序を有する本と欠く本の二種類（本文は同一）がある。序によれば、増上寺の白蘋雅山が関西で衆本を集めて校合したものであるという。しかし、内容は一つの校異を除いて曼陀羅院刊本と一致するところから、その版本を流用した改訂版と考えられる³³⁾。曼陀羅院刊本にない校異は、第三頭過に存在し、宗性本の記述と一致する。

⑤丁字屋刊本 享保十六年（一七三二）

内容は山城屋刊本の序を欠いた本と同一。奥書に「享保十六年辛亥秋八月吉辰」と記されることから、江戸で刊行された山城屋刊本を同年に京で刊行したものと推測出来る。

〈写本〉

⑥東大寺宗性本 寛元三年（一二四五）

奥書から寛元三年（一二四五）に宗性（一二〇二—一二七八）が東大寺西塔院で書写したことが判明している。東大寺図書館に所蔵され、東京大学東洋文化研究所には三好鹿雄氏による写しが存在する。本稿では東京大学所蔵本を利用した。

⑦金沢文庫湛睿本 十三世紀後半から十四世紀前半

凝然の弟子、湛睿（一二七一—一三四六）の手による写本。筆者は、金沢文庫の櫻井唯氏より『発菩提心章』および『三昧章』の湛睿写本が金沢文庫に収蔵されていることをご教示いただいた。また、断簡の調査に至るまでご配慮を賜り、本資料全体を実見する機会を得た。本写本には断簡を含めて次の四つの資料がある。

- ・ 称名寺聖教六一函三号『発菩提心章』（湛睿手沢本）
- ・ 称名寺聖教三二九函八四号『発菩提心章』（不明、前欠）
- ・ 称名寺聖教四五三函二二号一『発菩提心章』（断簡、三紙）
- ・ 称名寺聖教四五三函二二号二『発菩提心章』（断簡、六紙）

最初の六一函三号は一冊の体を取っているが、内容は三つに分かれている。前部は『発菩提心章』冒頭から表徳第四の第一真空観の一部まで、中部は同じく表徳の第二理事無礙観から第三周遍含容観の

一部、後部は師会『華嚴融会一乘義章明宗記』巻一である。また、断簡の四五三函二二号二は目録上六紙となっているが、実には十紙の断簡である。これら四資料は元々一つの写本であったと思われる、それぞれの記述箇所を復元すれば次の通りである。

六一函三号(前) 冒頭―表徳第四第一真空觀三色空無礙觀

四五三函二二号二① 三色空無礙觀―四泯絶無寄觀

四五三函二二号二② 四泯絶無寄觀―第二理事無礙觀一理遍於事門

四五三函二二号二③ 第二理事無礙觀一理遍於事門―二事遍於理門

四五三函二二号二④ 二事遍於理門の一部

六一函三号(中) 二事遍於理門―第三周遍含容觀六遍容無礙門

四五三函二二号二⑤ 第三周遍含容觀六遍容無礙門―七撰入無礙門

四五三函二二号二⑥ 七撰入無礙門―九相在無碍門

四五三函二二号二⑦ 九相在無碍門―第四色空章十門止觀二依理起事門

四五三函二二号二⑧ 第四色空章十門止觀二依理起事門―四理事双絶門

四五三函二二号二⑨ 四理事双絶門のみ

四五三函二二号二⑩ 十主伴円備門途中―第五理事円融義二理法隠頭門

四五三函二二号一 第五理事円融義二理法隠頭門―四事々相在門

このように、本写本ではわずかに第四色空章十門止観の第五門から第十門の途中までが散逸している。また、状態が悪い箇所が多く、部分的に読み取り不可能な箇所が存在する。内容は宗性本に類似するが、宗性本における脱字が複数存在している他、明確に相違する箇所も存在するため、別の本に基づいて書写したと考えられる。

⑧ 高山寺本（甲） 建久六年（一一九五）

令和七年度古籍展観大入札会に出品された、高山寺旧蔵の写本。奥書には「建久六年六月□□三日於十无尽院「」」とあり、明恵の筆と伝承されている。現存最古の写本であるが、本稿執筆時点で所在不明である。筆者は出品時に目視で重要な異同箇所を確認した。その結果、諸刊本の頭注に「一切法下二十三字梅尾本脱」と記される簡教第二の欠文が一致することが判明した。この欠文は、宗性本においても異本の異同として採録されている。さらに、他の記述も宗性本異本と多く一致することから、本写本は宗性本異本と同一系統と考えられる。なお、後述するように、高山寺には少なくとも江戸時代まで、刊本が底本とした、別系統の写本が存在したと推定される。

これらの資料のうち、活字本や刊本はすべて、高山寺本（甲）とは異なる現在所在不明の高山寺本

(乙) から派生したと考えられる。高山寺本(乙)とは、普寂(一七〇七—一七八一)の『探玄記発揮鈔』巻九に「賢首造『發菩提心章』。在_二於梅尾藏中_一。」と記されるように、江戸時代までは存在が確認出来る写本であり、その内容について、普寂は次のような批判を加える。

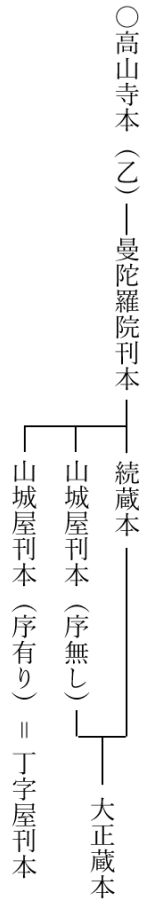
近有好事漢、贅加性具性惡之偽文、欺惑天下之人。彼章轉写在于洛西長時、予親檢尋全無此文。此本之外、没無余本。誑惑可知₃₃。

近年物好きな人物がいて、性具性惡という偽りの文を加え、天下の人を欺き惑わした。洛西で長い間『發菩提心章』を転写した時、私は親しく全ての資料を探し求めたがこの文は無かった。この「梅尾」本以外に、他の本には無い。「したがって、この文は近年の人が」だまし惑わせているものだと知らなくてはならない。

普寂は「性具性惡之偽文」が梅尾高山寺の写本にのみ見られ、他本には存在しないという。しかし、この「性具性惡之偽文」に相当する記述は現存する高山寺本(甲)には見られず、むしろ活字本及び刊本の第五理事円融義第十門の記述に共通して存在する。これらの刊本の元となる曼陀羅院刊本は「性具性惡之偽文」を含む上、その他の箇所も宗性・湛睿・高山寺(甲)写本とは多く相違することから、現

存しない高山寺本（乙）を底本にしていると考えられる。また、普寂が「近有ニ好事漢」と述べるように、高山寺本（乙）の成立は他本よりも遅れている可能性がある。

したがって、現存する『発菩提心章』は四系統であり、それを図式化すれば次の通りである。



○東大寺宗性本

○金沢文庫湛睿本

○高山寺本（甲）

本研究では便宜上、三系統のうち高山寺本（乙）の系統を刊本系統、東大寺宗性本・金沢文庫湛睿本・高山寺本（甲）の三系統を合わせて写本系統と呼称する。

なお、刊本系統と写本系統の間には四百五十近くの異同が存在する。そのため、『三昧章』との校合に際して、いずれの系統の記述を優先するべきかを分明に裁定しておく必要がある。そこで以下では、四つの観点から刊本系統と写本系統の間の重大な相違点を抽出し、両系統の信頼性を検証する。

第一に、刊本系統にのみ存在し、写本系統には見られない記述として、第五理事円融義には次のような長文がある。

然此具德門中一法法爾性具善惡。故經曰、於一微塵中各示那由他無數億諸仏於中而說法。於一微塵

中現無量仏國須弥金剛圍世間不迫作。於一微塵中現有三惡道天人阿修羅各各受業報。如斯並是實事

非變化作。是法性実徳法爾如此也。如上之義去情深思可知。然此十門同時相應為一縁起。就初門中

有十義円融。随一各具余一切義。如初門既爾余理法隱顯等九門亦然。但随門異耳。是故一一門中各有十百千等。思之可見。

まず①は、前述の普寂が指摘する刊本系統特有の後代の挿入箇所である。天台性悪法門の影響を受けたと考えられる「性具善惡」という内容が法蔵教学からは逸脱していて、複数の先行研究によって、法蔵自身の記述ではないことが確実視されている。また、②は『五教章』義理分齊で引用する六十『華嚴』十地品の孫引きであり、③は『五教章』の、④は『探玄記』の記述と同一である。法蔵の他の著作の記述の断片が連続して一カ所に集まっていることは不自然であるため、これらも①と共に、後代の挿入と判断するのが妥当であり、刊本系統に問題があると言える。

第二に、刊本系統は写本系統とは相違する一方で、『三昧章』諸本とのみ一致する記述が八十カ所以

上存在し、『三昧章』の影響を受けている可能性がある。個々の事例については、後の写本『發菩提心章』と『三昧章』諸本との比較において詳述する。

第三に、写本系統と『三昧章』諸本が一致するにもかかわらず、刊本系統のみが相違する箇所が五十以上存在する。そしてそのうち約半数は、単純な誤写に起因するものと推定される。また、それ以外にも刊本の問題を示す記述が存在する。例えば簡教第二の第三衆生における記述が、刊本系統は「唯以巧偽傍依聖教求名求利」であり、写本系統と『三昧章』では「唯以巧偽傍依聖教求名求利」とあり、「傍依」と「依傍」の差が生じている。法蔵の他の著作に目を向けると、『探玄記』には「謂不發菩提心不求出離依傍此經求名求利莊飾我人^{云々}」という類例が存在することから、写本系統や『三昧章』に見える「依傍」が、より妥当である。

続いて、表徳第四の色空章十門止觀第一門の中で、刊本系統は「於能縁心撰將入正」と記すが、写本系統と『三昧章』は「於能縁心撰散入止」とする。この色空章十門止觀は、觀名の通り止觀を論じた章である上、続く第二門が觀について記されていることから、第一門は止について述べられている蓋然性が高い。加えて、類似した記述を持つ『普賢觀行法門』や『般若心經略疏』にも「止」とあることから、写本系統が適切と考えられる。

第四に両系統間の大きな相違として、『法界觀門』相当部分の相違がある。『法界觀門』には古写本が存在しないため、両系統を『法界觀門』の最古の註釈書である澄觀『法界玄鏡』と宗密『注法界觀

門』に引用される文と対校した結果、写本系統には刊本系統および『法界玄鏡』とは相違するものの、『注法界観門』と一致する箇所が二十カ所以上存在することが判明した。したがって、『発菩提心章』の刊本系統は『法界玄鏡』系、写本系統は『注法界観門』系の『法界観門』を掲載していることになる。この事実に基づくと、『発菩提心章』両系統の成立過程には二つの仮説を立てることが出来る。

一つ目の仮説は、『発菩提心章』両系統が成立の段階から別の記述を有していたとする考えである。すなわち、澄観と宗密が各々依拠した『法界観門』の単行本をそれぞれ『三昧章』に挿入し、刊本系統と写本系統の原型となる二種類の『発菩提心章』を作ったと想定する。二つ目の仮説は、元々『発菩提心章』の『法界観門』相当部分は写本系統、あるいは刊本系統のどちらかの単一の系統であったが、伝承過程において澄観もしくは宗密の記述を反映したことで、別系統の『発菩提心章』が派生したとする考えである。

前者の説を採用する場合、『発菩提心章』は『法界観門』に相当する箇所以外でも刊本系と写本系で多く相違するため、『発菩提心章』成立前に既に複数系統の『三昧章』が存在していたと仮定せざるを得ない。二系統の『三昧章』にそれぞれ別の『法界観門』が挿入され、それらが結果的にすべて『発菩提心章』という同一の題号で呼ばれるに至った、という仮説は、現実的に想定し難い。したがって、自ずから後者の蓋然性が高いと判断出来る。

問題は、写本系統と刊本系統のいずれが改変された側かということにあり、筆者は刊本系統が澄観の

『法界玄鏡』を取り入れて改変されたと考える。その理由は第一に、先述の通り刊本系統には恣意的な文章の挿入や『三昧章』の混入、多数の誤写といった深刻な問題を含むためである。第二に、刊本系統の表徳第四の第二理事無礙觀には「謂全理之事事恒非理性相異故」という一節があり、これが写本系統には見られないものの、澄觀『法界玄鏡』や宗密『注法界觀門』の『法界觀門』相当箇所が存在する事実である。これは刊本系統が澄觀などの註釈書の影響を受けていることを強く裏付けている。第三に、第五章で述べるように、写本系統に含まれる『法界觀門』相当箇所が、刊本系統や澄觀が用いるものよりも正しく古い形態を留めていると判断されるためである。

以上の検証の結果、刊本系統には『三昧章』と『法界玄鏡』という二つの異なる書の内容が混在するだけでなく、後代の意図的な文の挿入や誤写も多く、『發菩提心章』の原形から相当に隔たったものであることが明らかになった。したがって、本研究では、以降の校合において、原則として写本系統を依拠すべき資料として採用する。

(二) 『三昧章』諸本について

次に、『三昧章』について現在確認出来る資料は次の通りである。

① 高山寺宋版本 南宋代

高山寺所蔵の南宋版一切経の一部。常盤氏によれば高山寺所蔵本には二本あり、一本は不完全であるというが、それは現在所在不明である。南宋版一切経は長期間にわたり継続して刊行されたため、本資料の明確な成立年は不明であるが、日本への将来は、十三世紀頃と考えられる。なお、南宋版一切経に含まれる経疏の多くは高麗版の復刻の可能性がある。常盤氏はそれに対して、高山寺本は朝鮮本との相違が存在するため、高麗由来ではないと主張している。しかし、朝鮮本の由来が不明であるため、そのような判断は早計であろう。

内容は『三昧章』湛睿本に近いが、計六カ所に明確に異なる相違があることから、全く同一本とは言えない。

㊦朝鮮本（金陵刻経処本） 成立年代未詳

近代に入り、逸本の収集に励んだ中国の楊文会氏が日本の南条文雄氏に朝鮮での『華嚴三昧観』の調査を依頼し、苦心の末に明治三十三年（一九〇〇）に発見されたもの。朝鮮半島由来の『華嚴三昧観』関連本の唯一の資料である。元々は写本であったが、楊氏が没した後に徐文壽氏が中国の金陵刻経処から刊本として出版した。原本の成立年代や入手経路は不明である。

基本的には他本と同様に、『三昧章』に共通する特徴を有している。しかし、『発菩提心章』写本系統とのみ一致する箇所が十五箇所存在し、他の諸本とは系統が大きく異なる。

㊧東大寺凝然本³³ 永仁五年（一二九七）

次の識語によれば、凝然が永仁五年（一二九七）に東大寺戒壇院で書写したものを基に、正徳二年（一七二二）までに五回書写や校合が加えられている。

于時応長元年季九月十五日 書写之畢 凝然上人 同十三談之 十九日了沙門存理智

交合

写本云 于時永仁三年十一月十日宋時於東大寺尊勝院 書写之了 一交了

執筆花嚴宗生年十六之

願以書写力 值遇中道教 生々不捨離 即移一実道

天正十一年八月上旬 依暇日 加朱点了 淨実判 伝英快

正徳元年十月廿二日 此書一卷 書写成就也 今改朱点 為黒点 願以此功德 普及於一切 我等与衆生 皆共成仏道文 華嚴円宗末流実淨春秋廿二

正徳二壬辰年六月中旬 安居參籠之砌 以朱点 加校合 後君 不可為他見 豎製之者也 蓮乘 蘭若晋因判 已上53

本文中には、書写や校合に際して加えられた修正や追記、校合箇所を取捨選択が多く記され、異本として示される異同には『発菩提心章』写本系統とのみ共通するものがある。京都大学蔵経書院本として写しが存在し、『発菩提心章』続蔵本の校合に用いられたと考えられる。

㊦東大寺南宋本³⁵⁾ 十二世紀

巻題は「華嚴三昧章 華嚴十門章」と記される、『普賢觀行法門』との合本。『普賢觀行法門』の奥書には、「賢首国師述此觀行法錢唐精進比丘淨照謹命工重刊」と記されている。淨照は紹興年間（一一三一—一一六二）に南宋の都があつた臨安で活躍していた僧であることから、本写本は一二世紀頃の内容を伝えていると考えられ、成立年代が判明している資料の中では現存最古の『三昧章』と考えられる³⁶⁾。内容は朝鮮本以外と多く一致するが、いずれとも異なる独自の記述も複数存在する。

㊧金沢文庫湛睿本³⁷⁾ 延慶二年（一三〇九）

金沢文庫の称名寺聖教に含まれる湛睿筆の写本。『金沢文庫古書目録』によると、「延慶二年己酉五月廿六日於鎌倉松室閑坊移点了秘藏々々聊不可許人矣 末資 湛睿通十四俗卅九³⁸⁾」と、延慶二年（一三〇九）に鎌倉で転写したと伝えられることから、関東で流布していた写本を原本としたと推測出来る。

◎高野山宝寿院本 嘉禎四年（一二三八）

現在は高野山靈宝館に寄託されている、高野山宝寿院藏書所収の写本。表紙には多聞院琳秀という記名が²⁸、綴目には「嘉四年十月三日於無学房午刻写之 即交合了、執筆比丘光典」という記載があるという²⁹。本研究では閲覧することが叶わなかった。

これら『三昧章』諸本は異同が多く、すべてが異本であると考えられるも、日本で伝承されてきた諸本の差は軽微である。その一方で、朝鮮本には先述の通り『発菩提心章』写本系統のみと一致する箇所が多数存在する。その差異が生じた背景には三つの可能性が想定出来る。一つは、朝鮮本が『発菩提心章』の影響を受けている可能性、二つ目は朝鮮本が最も古い形態を留めていて、日本に伝わる諸本が訛伝した可能性、三つ目は朝鮮本が本来の『三昧章』から変化したものであり、朝鮮本をもとに『発菩提心章』が作られた可能性である。いずれが妥当であるかは、単に『三昧章』諸本間の校合では判明しないため、この問題は次の『発菩提心章』と『三昧章』の対校の結果を基に論じることにした。

四 校異の検証

(一) はじめに

本節では、『発菩提心章』・『三昧章』諸本および逸文の対校を通じて、両書のいずれが『華嚴三昧

観』の原形を忠実に留めているかを実証的に検討する。

既に複数の先行研究において、『発菩提心章』と『三昧章』諸本の異同は論じられている⁸⁰。しかし、それらの校合に用いられた資料は限定的で、前節で挙げた豊富な諸本の存在を鑑みれば、網羅的な検証がなされてきたとは言い難い⁸¹。本研究では、高山寺(甲)本『発菩提心章』については重要箇所の一部を参照するに留まり、宝寿院本『三昧章』は実見出来なかったものの、それらを除く全ての諸本を校合に用いた。ただし、前章の検討の結果から、『発菩提心章』については写本系統のみを採用する。

(二) 『発菩提心章』と『三昧章』の異同

まず、『発菩提心章』諸本と『三昧章』諸本の間には相違が認められる箇所は百十箇所以上存在し、各章における内訳を示せば次の通りである。

発心第一	九箇所
簡教第二	十二箇所
頭過第三	九箇所
表徳(頭徳) 第四	
真空観	『三昧章』なし
理事無礙観	『三昧章』なし

一周遍含容観……………『三昧章』なし

色空章十門止観……………七箇所（湛睿本が一部散逸していて、さらに多い可能性あり。）

理事円融義……………七十四箇所

この内訳は、『発菩提心章』と『三昧章』が全編にわたりそれぞれ独自の特徴を有することを明示している。

次に、両書の異同が内容に直接影響を及ぼすと考えられる主要な箇所を抽出し、いずれに妥当性が認められるかを検証する。

はじめに第三頭過は、四句分別によって色即空あるいは空即色への偏った見解を離れることを論じた章であり、その第二句（非即亦不可）では、次の相違が存在する。

『発菩提心章』

若色不即空有二失（中略）二凡無悟聖過以所見妄色隔真空故

『三昧章』

若色不即空有二失（中略）二凡無悟聖過以所見妄色隔色空故

当該箇所は、色が空に即さない場合の過失を、人法のうち、人の観点から論じる一節である。文脈上の趣意は、色即空でなければ、凡夫の所見の色は修行をしたところで一向に妄色のままであり、空を覺る聖者には至り得ない、という過失を指摘する点にある。この文脈を踏まえ、両書の相違を検討する時、『三昧章』の「隔色空」という記述には、「色即空を隔てる」あるいは「色と空を隔てる」という二通りの解釈が想定し得る。まず「色即空を隔てる」と解釈した場合、この箇所がそもそも「若色不即空有二失。（もし色が空に即さないのであれば二つの過失がある）」として色不即空の過失を提示することを目的としている以上、過失の根拠が過失そのものと同一となってしまう。すなわち、過失の説明が前提の繰り返しに終始し、論証として説明力を發揮し得ない。したがって、この解釈は論理的に妥当性を欠くと判断出来る。さらに、当該箇所周辺の議論は、例えば第一句（即亦不可）において色即空の過失を論じる際に「二聖智同凡過以所証真空即是凡見色故（二には聖者の智が凡夫「の見」と同じになる過失である。証される真空はすなわち凡夫が見る色であるとするためである。）」とあるように、真空と妄色の対比を軸に展開する。よって、『發菩提心章』の真空という記述が文脈の流れからも即した記述と言える。また、『三昧章』を「色・空を隔てる」と解釈した場合、色不即空を認めることになり、本節が目指す「色即空」の論旨そのものと矛盾をきたす。したがって、いずれの解釈を採用するにせよ、『三昧章』の記述は文脈の読解上、重大な難点を内包していると言わざるを得ない。

次に第四表徳のうち、色空章十門止觀の第七彼此相是門には、「是故以不異止之觀見於一事」と、止

と異ならない観をもつて一事を見ることを述べる記述が『発菩提心章』宗性本・高山寺本(甲)のみに見られる相違がある(湛睿本の該当箇所は散佚)。ただし、『三昧章』の凝然本異本、朝鮮本にも若干の相違はあるが、類似した「是故以不異止之観見一事」という記述が存在する。その他、宋の延寿が『心賦註』⁶²で色空章十門止観を引用する箇所にも、この一節は含まれている。

当該の記述がある色空章十門止観は、第六門以降の各門において、所観の境としての理・事と、それを観照する心としての止観のあり方を相関的に論じている。そのため、各門においては必ず止観への言及がなされ、第七門の前の第六事事相在門には「即止之観」と「心無散動」、すなわち止と観が両立することが示され、第八門即入無礙門でも「止観無二之智」や「心無散動」といった言葉が見られるように、止観について論じている。この構成の統一性を鑑みれば、この第七門もまた、止観について述べられるべきである。しかし、凝然本異本、朝鮮本を除く『三昧章』の記述によれば第七門のみが止観への言及が欠落していることになる。したがって、止観への言及を保持する『発菩提心章』がより理に適うと判断出来る。

続いて、第四表徳のうち、第五理事円融義の第五門には次の相違がある。

『発菩提心章』

八二義同一相奪俱尽故非隱顯俱亦非顯隱俱也

『三昧章』

八二義同一相奪俱尽故非隠非現也

当該箇所は一の多への撰入の観点から隠・現の関係を十義に分けて論じたうちの、第八義にあたる。その他九義の内容は、(1)現、(2)隠、(3)隠亦現、(4)非隠非現、(5)即現常隠、(6)即隠常現、(7)俱隠俱現、(9)頓現、(10)俱泯である。

この構成において、『三昧章』の第八義は「非隠非現」となり、(4)非隠非現との重複を生じている。加えて、隠・現のあらゆるあり方を網羅するため、第八義は(7)俱隠俱現を否定する論理的位位置にあると考えられる。したがって、隠頓俱と頓隠俱を共に否定する『発菩提心章』の「非隠頓俱亦非頓隠俱」が妥当である⁶³⁾。

なお、続く第六門の第八義も両書に同様の差異が見られる。第六門は多から一への撰入の観点から隠・現を明かしたものであり、前の第五門と対の関係にある。その論理構造の一貫性を踏まえれば、この第六門においても同様に『発菩提心章』が正しい記述であると推定出来る。

次に、両書の構成上の差異について検証する。最も顕著な相違点は、本稿冒頭で述べたように『三昧章』が『法界観門』に相当する真空観から周遍含容観の内容を欠くことである。それ以外の重要な特徴

として、第三顕過・第四表徳の構成の差異が挙げられる。これについては既に複数の先行研究が指摘しているが、本研究では新出資料の知見も踏まえ、構成の整合性を比較検討する。

まず、『発菩提心章』は、第三顕過の冒頭で、次のように顕過と表徳の二門構成を示す。

第三顕過問色空空色為相即耶為不相即耶答有二門一顕過二表徳第一顕過中有四句

ここでは、はじめに色即空と空即色は相即するか否かという問いを立て、答えとして、顕過と表徳という二つの方面から回答する構成が示されている。しかし、本文は顕過の内容のみで第三章が完結し、表徳は第四章として独立しているため、冒頭の章立てと内容との間に齟齬をきたしている。

対して『三昧章』は回答部分の構成を二門とせず、顕過のみの内容に相当する四句とする。

第三顕過問色空空色為相即耶為不相即耶答有四句

こうした『三昧章』の記述は、この問答から表徳を完全に切り離し、第三章を顕過の内容のみで完結させるため、構成上の矛盾は生じていない。

さらに、第四顕徳（表徳）の冒頭にも、諸本間で重大な異同が見られる。

『発菩提心章』宗性写本

第四頭徳有四句十門一念色帰空観一明空即色観三空色無礙観四泯絶無寄観（中略）理事無礙観第二

『発菩提心章』湛睿写本

第四頭徳有四句十門真空観法第一於中略開四句十門一念色帰空観二明空即色観三空色無礙観四泯絶無寄観（中略）理事無礙観第二

『発菩提心章』高山寺本（甲）

第四頭徳有四句十門初真空観法第一於中略開四句十門一念色帰空観二明空即色観三空色無礙観四泯絶無寄観（中略）理事無礙観第二

『三昧章』諸本

第四頭徳自有五門一真空観二理事無礙観三周偏含容観四色空章十門止観五理事円融義四色空章十門止観者

これらの差異をまとめると、次の表の通りである。『三昧章』は顕徳（表徳）を真空観から理事円融義までの五門として構成し、『法界観門』相当箇所の内容は省略するも、構成上の破綻はない。一方、『発菩提心章』宗性本は、第四顕徳（表徳）の内容として『三昧章』の真空観に相当する四句十門のみを掲げている。しかし、それ以降では章を分かつたずに理事無礙観第二を配置していて、実質的には真空観から理事円融義へと続く五門の構成を含むという矛盾が生じている。さらに、『発菩提心章』湛睿本・高山寺本（甲）はより問題のある構成を示している。同本では顕徳を四句十門とする点で宗性本と共通するが、その直下に「真空観法第一」の語を設け、さらにそれを四句十門に開くという、重複した構成を呈している。もし顕徳の下に真空観を第一門として標立するのであれば、湛睿本・高山寺本（甲）も真空観から理事円融義までの五門を含む以上、構成は四句ではなく『三昧章』のように五門と規定されるべきである。また、その場合、区分に句という単位を用いることも不適切と言わざるを得ない。この構成上の歪みは、元来、湛睿本・高山寺本（甲）が宗性本と同様の構成であったが、『法界観門』あるいは『三昧章』の構成と整合させる意図から、「初真空観法第一」の句が挿入された結果生じた齟齬であると考えられる。

また、『発菩提心章』は『三昧章』と比べて顕徳の五門のうち、色空章十門止観と理事円融義の章立ての数字の振り方に不統一であるという相違も存在する⁶¹⁾。

○東大寺宗性本

第三顕過

一 顕過 四句

二 表徳 項目のみ

第四顕徳 四句十門

一念色歸空觀

二明空即色觀

三空色無礙觀

四泯絶無寄觀

理事無礙觀第二 十門

一 理遍於事門

(以下、略)

周遍含容觀第三 十門

一 理如事現門

(以下、略)

色空章十門止觀 十門

第一会相婦性門

(以下、略)

理事円融義 十門

理事俱融門第一 (以下、略)

○湛睿本・高山寺本(甲)

第三顕過

一 顕過 四句

二 表徳 項目のみ

第四顕徳 四句十門

真空觀法第一 四句十門

一会色歸空觀

二明空即色觀

三空色無礙觀

四泯絶無寄觀

理事無礙觀第二 十門

一 理遍於事門

(以下、略)

周遍含容觀第三 十門

一 理如事現門

(以下、略)

色空章十門止觀 十門

第一会相婦性門

(以下、略)

理事円融義 十門

理事俱融門第一 (以下、略)

○『三昧章』諸本

第三顕過 四句

第四顕徳 五門

一 真空觀 項目のみ

二 理事無礙觀 項目のみ

三 周遍含容觀 項目のみ

四 色空章十門止觀 十門

第一会相婦性門

(以下、略)

五 理事円融義 十門

第一理事俱融門 (以下、略)

以上のような構成の差異は、一見すると整合性のある『三昧章』が原形に近いことを示しているように見える。しかし、先行研究では『華嚴三昧観』の構成として、顕過・表徳が対をなし、真空観のみが表徳の内容に相当することが指摘されている。例えば木村氏は「第三顕過と第四表徳とは、本来密着したものであったのではなからうか³⁵⁾」と述べ、舘野氏や中西氏も『華嚴三昧観』原本は『発菩提心章』のように顕過と表徳が併記され、表徳の内容は真空観に相当する念色帰空観く泯絶無寄観の四句のみに相当していた可能性が高いことを論じている³⁶⁾。以上の先行研究が示す構成に唯一合致するのは、『発菩提心章』宗性本である。この事実は、『発菩提心章』に見られる構成上の歪みこそが、むしろ原形の痕跡を留めていることを強く示唆している。

『発菩提心章』と『三昧章』の成立過程には、一般的には『華嚴三昧観』からの並行的な派生や、整った構成の後者から前者へと訛伝したことも想定しうる。しかし、ここで看過出来ないのは、『発菩提心章』の構成の歪み自体が原形の痕跡であることに加え、『三昧章』顕過・顕徳の構成が『華嚴三昧観』の想定形（対の関係）から乖離し、『発菩提心章』の構成に類似していることである。仮に『三昧章』が先行していたとするならば、後世の編者が整合性のとれた記述を崩し、わざわざ『発菩提心章』のような不整合でありながら『華嚴三昧観』本来の構成に近似する形態へ改変する必然性は見出し難い。ましてや、単なる訛伝によって、記述が偶然『華嚴三昧観』の原形に近づく可能性は想定出来ないであろう。むしろ『三昧章』に見られる構成は、『発菩提心章』顕過・顕徳の構成を前提としていたと考え

た時、最も合理的に説明されるものである。すなわち、『三昧章』は独自に『華嚴三昧觀』から派生したのではなく、『發菩提心章』の構成上の不備を整理して編纂されたと考えるのが妥当と言えよう。こうした結論は、これまで明かしてきた異同がその内容上、『發菩提心章』に優位性があることから裏付けられる。

(三) 逸文との比較

最後に、『華嚴三昧觀』の逸文と現行二書の比較を行い、前章までに検証した『發菩提心章』の資料としての優位性を補強する。

先述の通り、『華嚴三昧觀』の最古の逸文は、宗密の『行願品疏鈔』所収の引用である³⁰。本研究ではその逸文と『發菩提心章』、『三昧章』諸本とを校合した結果、『三昧章』諸本には逸文との相違が多数認められることが判明した。対して『發菩提心章』は、両写本のいずれか、あるいはその異本が逸文と一致する。また、『發菩提心章』の相違箇所は誤写の可能性がある文字や脱字が中心となっている。この事実から、『發菩提心章』がより『行願品疏鈔』における逸文との類似性があると推測出来る。

次に、崔致遠『法藏和尚伝』における逸文を検証する。ここでは、「藏所著華嚴三昧觀直心中十義」として第一発心に説かれる三心の一つである直心の中の十心を引用する。

就藏所著華嚴三昧觀直心中十義而配譬焉一族姓広大心二遊学甚深心三削染方便心四講演堅固心五伝
訳無間心六著述折伏心七修身善巧心八済俗不二心九垂訓無礙心十示滅円明心深悲両心互准可見⁸⁾

ここで注目すべきは、第十心が「円明心」と記載されている点である。『発菩提心章』は第十心を同様に「円明心」とするが、『三昧章』諸本は悉く「円満心」となっている。したがって、崔致遠が見た『華嚴三昧觀』は『発菩提心章』の内容に近かった可能性が高い。

(四) 小結

以上の校合結果から、本章では『発菩提心章』と『三昧章』の相違箇所は、思想内容の整合性、および逸文との類似性の観点から『発菩提心章』に優位性があることを確認した。加えて、構成においても『発菩提心章』がより『華嚴三昧觀』の原形を色濃く保持している可能性が高い。ただし、その構成は『華嚴三昧觀』の想定され得る形と完全に一致するものではない。

また『三昧章』は、その構成が『華嚴三昧觀』の想定形とは異なり、むしろ『発菩提心章』に類似することを鑑みると、『華嚴三昧觀』の原形から直接派生したものではなく、先行する『発菩提心章』の構成を後代に整理・改変したものであると推定出来る。したがって、写本系統の『発菩提心章』が現伝する諸本の中で最も『華嚴三昧觀』の原形に近いと言えるだろう。

五 『発菩提心章』と『法界観門』諸本

前章までの結論から、『発菩提心章』に存在する『法界観門』相当の文は『華嚴三昧観』にも含まれると推定される。これに伴い、序章で述べた第二の問題、法蔵は杜順の『法界観門』を無断で『華嚴三昧観』に内包したのか、それとも『法界観門』が『華嚴三昧観』から抜粋されて杜順に仮託されたのかという問題が生じる。近年の先行研究では、文献学的見地から後者の説が有力になりつつある⁶⁹⁾。

前述のように、『法界観門』は古い単行本の伝存が確認されず、参照可能な最古の資料は、澄観『法界玄鏡』および宗密『注法界観門』に含まれる引用である。これらの資料と『発菩提心章』との対校については、既に木村氏、中西氏、段雨函氏らによる研究の蓄積がある⁷⁰⁾。本章では、これらの先行研究を踏まえつつ、対校作業を通じて、現存する『法界観門』相当の文章の中で『発菩提心章』の記述が最も古く正しい形態を留めていることを実証し、『法界観門』抜粋説を裏付ける。

まず、澄観『法界玄鏡』が用いる『法界観門』の系統について検討する。澄観は同書で、自身が依拠した『法界観門』とは別の系統の「有本」との異同を五カ所で指摘している。段氏の研究によれば、「有本」の異同うち三箇所は『発菩提心章』宗性本・湛睿本と同一であるが、他の箇所は相違するといふ。したがって、澄観の時代には既に二つに留まらない複数の系統が存在した可能性がある。段氏はこの「有本」の五カ所の異同を中心として『法界玄鏡』と『発菩提心章』宗性本・湛睿本の比較を行い、

『発菩提心章』が正しい形を留めていることを指摘し、中西氏も『法界観門』全体の校合から『発菩提心章』が古形を伝えている可能性に言及する。筆者も以前、同様の検証を行った経緯があり、これらの説と軌を一にする。詳細な比較は段氏の論文に譲り、ここでは新出資料高山寺本（甲）においても、同様の結果が得られることを付言する。

次に、宗密『注法界観門』の依拠本は、本研究で既に論じたように写本系統『発菩提心章』に近い。しかし、両者は完全には一致せず、前者には『法界玄鏡』とのみ一致する記述も存在する。段氏は澄観が指摘する「有本」の異同を宗密がしばしば採択していることに注目し、宗密が『発菩提心章』系統の『法界観門』へと回帰していると指摘している。この見解は妥当であるが、その一方で、宗密本が『発菩提心章』とのみ一致する約二十の異同の中には、文意に大きな影響を与えないものも含まれている。したがって、宗密の依拠本は、澄観の依拠本と『発菩提心章』の中間的な系統であった可能性が高い。また、この宗密の依拠本と『発菩提心章』を詳細に比較すると、後者にはのみ見られ、前者には見られない字句が複数存在する。これらは書写の過程での脱落の可能性が高く、『発菩提心章』の記述がより古い形態を留めていることを示唆している。

以上の検証から『発菩提心章』写本系統の『法界観門』相当箇所の記事は、『法界観門』の註釈書諸本よりも古い形態を保持していると考えられる。この結果は、先行研究の知見を裏付けるものであり、ひいては『法界観門』抜粋説の蓋然性を高めるものと言えよう。

六 構成についての考察

本章では、前章までに明らかに became 見地を踏まえ、序論で挙げた最終的な問題、すなわち『華嚴三昧観』の原形を最も忠実に保持していることが判明した写本系統『発菩提心章』が、どの程度まで『華嚴三昧観』の原初的な姿を反映しているかを考察する。

結論から述べれば、両書をただちに同一と見做すことは出来ない。その根拠として、次の構成上の問題がある。

①法蔵『華嚴経伝記』が『華嚴三昧観』の構成を「十門十義」と記録する点で、現行『発菩提心章』の四門立ての構成と相違する。

②宗密『行願品疏鈔』における逸文では、『発菩提心章』で第二章に配される簡教が第四章と記され、章立ての順序が異なる¹²⁾。

③『発菩提心章』は第三頭過の冒頭で頭過と表徳の二門構成を示すにもかかわらず、表徳をあらためて第四章として独立させる歪な構成を持つ。

④『発菩提心章』は表徳第四における色空章十門止観以降の番号の振り方が不統一である。

このうち、①の法蔵が『華嚴経伝記』で示した『華嚴三昧観』の十門十義という構成は、『発菩提心章』との最も顕著な相違点である。この問題に対して一部の先行研究では『発菩提心章』（あるいは『三昧章』）の一部分に十門十義を相当させるなどして会通を試みてきた¹³⁾。例えば、常盤氏は、法蔵が

示す十門十義とは『三昧章』（『発菩提心章』）の一部である理事円融義の十門十義であると主張し、木村氏もその関連を指摘する³⁵⁾。しかし、一著作の構成として提示された十門十義が、その一部にしか相当しないとする解釈は、一般的に許容し難い面がある。

それに対して館野氏は、『発菩提心章』全体を十門十義として解釈し、『華嚴三昧観』の原形の復元を試みた。同氏は『発菩提心章』の発心第一を三門に、頭過（表徳）第四を五門に開くことで、本来の

『発菩提心章』	館野説
第一 発心 一 直心 十心 二 深心 十心 三 大悲心 十心 第二 簡教 十義 第三 頭過 四門 第四 頭徳 一 真空観 四門 二 理事無礙観 十門 三 周遍含容観 十門 四 色空章十門止観 十門 五 理事円融義 十義	第一 直心 十心 第二 深心 十心 第三 大悲心 十心 第四 簡教 十義 第五 頭過 四門 第六 頭徳 四門 第七 理事無礙観 十門 第八 周遍含容観 十門 第九 色空章十門止観 十門 第十 理事円融義 十義

十門十義が顕れると同時に、『行願品疏鈔』の逸文との章数の相違（上記②）も解消すると主張する³⁶⁾。館野氏による構成案と現行の『発菩提心章』を比較すれば、表の通りである。

館野氏は再編の根拠として、第三頭過と第四表徳（頭徳）が対構造をなしている、表徳は本来、第一門の真空観のみに相当することを指摘している。これは前述の通り他の先行研究でも指摘されている、本研究でも第四章で触れた点である。

しかし、館野氏の説には『発菩提心章』の資料として、信頼性に問題のある刊本系統に属する大正蔵本を用いるという問題がある。本研究では、『華嚴三昧観』の原形を最も留めていると考えられる『発菩提心章』宗性本をもとに、次のように『華嚴三昧観』第三頌徳と第四表徳の冒頭箇所を復元を試みた。

『発菩提心』宗性本

第三頌過、問。色空空色為相即耶、為不相即耶。答。有二門。一頌過、二表徳。第一頌過中有四句。謂即亦不可、非即亦不可、俱亦不可、非俱亦不可。(中略)第四頌徳四句十門。一念色帰空観、一明空即色観、三空色無礙観、四泯絶無寄観。

『華嚴三昧観』復元案

「」問。色空・空色為相即耶、為不相即耶。答。有二門。一頌過、二表徳。第一頌過中有四句。謂即亦不可、非即亦不可、俱亦不可、非俱亦不可。(中略)第二頌徳有四句十門。一会色帰空観、二明空即色観、三空色無礙観、四泯絶無寄観。

頌過と頌徳(表徳)が元々対構造であったことを鑑みれば、宗性本で「第四頌徳」となっている表記は、本来「第二頌徳」であるべきである。また、頌過冒頭の問いの前に存在する「第三頌過」という章

名は、その章が内包する対構造のうちの顕過という名称をそのまま転用したものであり、章名として適切ではない。したがって、この部分には元来、顕過・顕徳の対構造全体を統べる、別の章名が冠せられていたと推測し得る。この推測は、法蔵に関連する著作において、顕過・表徳に相当する内容（遮・表や遮情・表徳）が『十二門論宗致義記』では「第三約有無者」³¹、『五教止観』では「三者顕法離言絶解」³²といった章立ての中で説かれている事実によっても傍証されよう³³。

このように顕過と表徳を同一の章の内部で説くという構成は、館野氏が各門をそれぞれ独立した章として想定する十門構成とは相違する³⁴。他にも、館野氏の説をそのまま受容することを困難にする要因として、先行研究では現行『発菩提心章』の第四表徳の一部における後代の加筆・増補の可能性が指摘されている。

例えば石井公成氏は、表徳の第四門にあたる色空章十門止観における理を「不異於事」と述べる表現が法蔵に仮託された文献にしか存在しないため、法蔵以外の加筆を否定出来ないと述べる³⁵。

また、中西氏も石井公成氏の説を取りあげた後、第五門の理事円融義における「華嚴義旨」という表現が華嚴宗の祖統説が確立された後の表現である可能性を指摘する。そして表徳第四の理事無礙観あるいは色空章十門止観以降が法蔵の弟子以降の時代に制作されたと想定している³⁶。

筆者は第四表徳の中で、第三周遍含容観までは理論的な繋がりを持っていて、段階的な華嚴の観行を説く本書の性質上、不可欠な要素であると考えるが³⁷、第四色空章十門止観以降が一定の問題を含んで

いることは否めない。

第一の問題は、『発菩提心章』の色空章十門止観以降の番号の振り方が不統一である点（問題④）であり、これらの観が後世に付加された可能性を示唆している。第二の問題は、色空章十門止観が別本として存在していた可能性を示す資料が残っていることである。永明延寿撰『心賦註』では「如色空章十門止観」として色空章十門止観を引用するが、続いて理事円融義を引用する際には「三昧章云」と引用元を改めて明記している。これは、色空章十門止観が『三昧章』以外、さらにはそれが『華嚴三昧観』や『発菩提心章』の一部ですらなく、単独の書としての『色空章十門止観』からの引用である可能性を窺わせる記述である。また、『義天録』には「三昧観」とは別に「色空観²²」という著作が記載されている。

これらの事実は、必ずしも色空章十門止観以降が法蔵の撰述ではないと積極的に断定する材料とはならない。ただし、それらが本来の『華嚴三昧観』に含まれていたのか、あるいは後代の増補なのかという問題は、今後の文献学的な解明に委ねられる重要な課題である。

また、『華嚴三昧観』から『発菩提心章』が派生する過程で逸脱した文章が存在する可能性についても検討する必要があるだろう。例えば宗密の『行願品疏鈔』では『華嚴三昧観』の簡教を引用した後に、続けて以下の十法行の文を引用している。

又賢首大師云、受持大乘經、須知五法。一、須明其文有五。謂善知分段起尽・前後相属・次第連合・詮旨円満・無増無減。二、解其事亦五。謂說处・說主・徒衆・請儀・及知円音所說。三、達其義亦五。謂略標綱要・広釈除疑・譬諭令解・引事証成・举益勸学。四、得其意亦五。謂令発大心・觀真理・伏煩惱・慈悲救物・勤修万行。五、順其行自有五種・一、於前四門法行在身在心、未曾暫息。二、歴前四門以起勝心。謂於前文教起難遭想、於前事相起尊重心。念仏難逢、傷己薄祐、於前義理起愛樂心、於前意旨悲喜交集。三、受持正法。謂於前文教書写流通図画形相表仏法会、撮略意旨曲示行人。四、自行増。謂親近善友繫念思惟。五、成無礙行。謂得旨亡詮故不可守。亡詮由教故不可捨。是故於教生無守無捨行。今此雖開為十法行、但是衆縁資成、正助相兼。総曰受持修習。全依此者、可為円因。精勤不退、皆証滿果³⁰。

また賢首大師（法蔵）が言うには、「大乘經典を受持するにあたっては、五つの法を知る必要がある。一には、必ず經文を明らかにすることについて五つある。正しく段落の始まりと終わり・前後関係・順序や連結・説かれる趣旨が円満であること・増えたり減ることが無いことを知ることである。二には、「説かれた」事柄を理解するのにまた五つある。説かれた場所・說主・聽衆・請儀・および円音の所説を知ることである。三には、「經の」意味内容に達するのにまた五つある。略して綱要をあらわし・広く釈して疑いを除き・譬諭をもって理解させ・事例を引いて証成し・利益を

挙げて学ぶことを勧めることである。四には、経の意を得ることにまた五つある。大なる心を発こし・真理を觀じ・煩惱を折伏し・慈悲をもつて衆生を救い・万行を勤修させることである。五には、その実践に従うのに自ずから五種類ある。一に、前の四門において法に適った行いは身にあり心もあり、未だかつて少しの間も休まないことである。二に、前の四門を経て勝れた心を起こすことである。前の経文の教えにおいて「大乘の教えに」出会うことが難しいとの思いを起こし、前の事柄において尊重の心を起こす。仏を念じても逢い難く、自己の薄い加護を嘆くも、前の義理に対して愛樂の心を起こし、前の意旨に対して慈悲と喜びが交り生ずる。三に、正法を受持することである。前の文教を書写流通し図画形相をもって仏の法会を表し、意旨を要約して丁寧な修行者に示す。四に、自らの行を増進させることである。善友に親近し心をとどめて思惟する。五に、無礙の行を成ずることである。「経の」意を得れば言語表現は必要ではないために固執してはいけぬ。「しかし」言語表現を無くすことは教えによるために「経は」捨ててもいけない。そのため教に対して固執することなく捨てることもないという行を生じるのである。今これを開いて十法の行となすといつても、ただこれは様々な要因が助け合つて成立していて、正と助が相い兼ね合わさっている。「これを」総じて受持修習という。これに依つて「修行すれば」、「悟りへの」完全な因となることが出来る。精進して勤めて退転することがなければ、みな円満の果を証得する」と。

右の文章は、現存するいずれの法蔵の著作にも確認出来ず、佚書から引用された可能性がある。「今此雖開為十法行」と述べられるように十門で構成されていることや、『華嚴三昧觀』の引用の直後に置かれることから、その逸文であったとしても不思議はない。

その他、法蔵が他の著作で觀行思想を述べる箇所には、識病（病を知る）、揀境（対象を弁別する）、徵令見尽（修行者の言葉への捉われを解体する）、示法令思（正しい法を示して空の理を理解させる）など、『發菩提心章』には無い項目が存在し、こうした内容が『華嚴三昧觀』に存在した可能性は排除出来ない。

七 結語

本研究は、散逸した法蔵撰『華嚴三昧觀』の実像を解明するために、本文批判を中心に現存資料の検証を行った。その成果は次の通りである。第一に、思想の整合性や逸文との一致点において、『發菩提心章』が『華嚴三昧觀』の原形をより忠実に留めている蓋然性が高いことを明らかにした。第二に、『三昧章』の構成は、『發菩提心章』に見られる構成上の歪み（原形改変の痕跡）を、後代に整理・改変したものであり、『三昧章』は『發菩提心章』を基にした改訂本であるとの結論を導き出した。第三に、『發菩提心章』の中でも、多くの先行研究で参照されてきた大正蔵本を含む刊本系統は、信頼性に著しい問題があるため、今後の『華嚴三昧觀』研究は、写本系統のみに依拠すべきことを明示した。第

四に、『発菩提心章』写本系統に内包される『法界観門』相当箇所本文が、澄観や宗密が依拠した系統の『法界観門』よりも古い形態を保持していることを明らかにし、『華嚴三昧観』（『発菩提心章』）から『法界観門』が抜粋・仮託されたとする従来の説を裏付けた。

総じて本研究の意義は、『華嚴三昧観』の思想研究に際しての第一資料として、写本系統『発菩提心章』が最も適当であることを示した点にある。今後はこの成果を基に、文献学的手法によつて『華嚴三昧観』の全容解明を進める予定である。

【附記】

本研究における資料の閲覧に際しては神奈川県立金沢文庫、東京大学東洋文化研究所、東大寺図書館、身延山大学図書館、龍谷大学図書館のご厚情を賜り、湛睿写本の存在については櫻井唯先生にご教示いただきました。記して深謝申し上げます。

¹ 大正五一・一七二頁中。

² 石井教道『華嚴教学成立史』（平楽寺書店、一九六四）は、『探玄記』に見られる「一卷華嚴三昧」とは華嚴観道書の通名であり、現行の何れにも相当しないと推測するが、「一卷」と巻数が記されている事実は、具体的な特定の書を想定していると考えられる。

³ 大正三五・三四七頁下。

⁴ 『三昧章』を『華嚴三昧観』そのものであると捉える先行研究に、常盤大定「支那華嚴宗伝統論」（『東方学報』三、一九三二）、陳永裕『華嚴観法の基礎的研究』（民昌文化社、一九九五）などがある。対して、『発菩提心章』を『華嚴三昧観』とする研究に鈴木宗忠『原始華嚴哲学の研究』（大東出版社、一九三四）、

結城令聞「隋唐の中国的新仏教組織の一例としての華嚴法界觀門について」(『印度学仏教学研究』第六卷第二号、一九五八)、石井教道前掲書、小林實玄「華嚴宗初期の修觀の状況について」(『印度学仏教学研究』第二卷第二号、一九七四)が存在する。その他、『發菩提心章』が『華嚴三昧觀』に近いとすつとも、後代の改変などを指摘する研究に木村清孝「『法界觀門』撰者考」(『宗教研究』一九五、一九六八)、吉津宜英「澄觀の華嚴教学と杜順の法界觀門」(『駒澤大学仏教研究紀要』三八、一九八〇)、石井公成「華嚴宗觀行文献的真偽及其產生年代」(『華嚴研究』一、二〇一二)、館野正生「『華嚴發菩提心章』と法藏撰『華嚴三昧觀』に関する一考察」(『宗教研究』三二〇、一九九九)、中西俊英「法藏における思想構造の総合的研究」(東京大学博士論文、二〇一五)がある。

9 『發菩提心章』を法藏撰述としつつも、『法界觀門』を杜順の真撰とする説に、結城前掲論文、小林實玄「華嚴宗觀行の展開について」(『印度学仏教学研究』第一五卷二号、一九六七)がある。対して『發菩提心章』からの『法界觀門』抜出説は、鈴木前掲書・石井教道前掲書で説かれ、木村前掲論文や石井公成前掲論文、中西博士論文は部分的に議論の余地を示しつつも同様の立場をとる。

6 大正五五・一一六六頁下。

7 大正七七・三七二頁中。

8 大正七七・三五五頁中。

9 大正五五・一一三三頁中。

10 大日本古文書二四・二五四頁。

11 大日本古文書八・五三八頁。

12 大日本古文書一六・三七四頁。

13 大日本古文書一七・一〇八頁。

14 大日本古文書三・一六二頁。

15 中西博士論文は、天平十五年の「華嚴宗布施法定文案」に『華嚴發菩提心義』が「十二張」であると記録されていることに対して、「用紙一紙は(中略)一行一七字・二五行(三〇行)であり、大正藏本の文字数(約八〇〇〇字)は書写不能である」(三七頁より引用)と指摘している。しかし、必ずしも紙数だけで現

行の『発菩提心章』と「華嚴宗布施法定文案」に記される写本が相違すると断定することは出来ない。例えば、『華嚴宗布施法定文案』にある『華嚴経関脈義記』は「九張」と記載され、中西氏の計算を適用すれば最大四六〇〇字程度と想定出来る。だが、同書には六十『華嚴』を積す本と八十『華嚴』を積す本の二種類が存在するものの、文字数が少ない前者でも約五四〇〇字、後者は約五六〇〇字となり、中西氏の計算方式による想定を大きく超える。

¹⁶ 大正八三・一五頁中。

¹⁷ 大正五五・一一三三頁中。

¹⁸ 大正五五・一一四六頁上。

¹⁹ 続藏一―五・八三丁左上。

²⁰ 木村前掲論文、陳前掲書、中西博士論文参照。

²¹ 吉津前掲論文参照。

²² 続藏二―一六・五四丁左下、五八丁左上。

²³ 日仏全九二・四頁上。

²⁴ 凝然は『五教章通路記』巻一において「花嚴三昧章一卷、亦名発菩提心章。」(大正七二・二九七頁上)と、『華嚴三昧章』の異名を『発菩提心章』として記録する。また、『華嚴宗要義』(大正七二・一九六頁上)では『三昧章』を、『華嚴宗経論章疏目錄』(日全一・二四九頁上)で『発菩提心章』を掲載する。

²⁵ 金沢文庫編『金沢文庫古書目録』二四九頁。

²⁶ 基の著作と伝わる『阿弥陀経通賛疏』には「華嚴法界観」という記述があるが、本書は偽撰とされていて、成立年代は未詳である。望月信亨『浄土教之研究』(金尾文淵堂、一九二二)、林香奈「基撰とされる『阿弥陀経』注釈書について」(『印度学仏教学研究』第五五卷第一号、二〇〇六)参照。

²⁷ 大正三五・五一四頁上。

²⁸ 大正三六・七一頁下。

²⁹ 大正五五・一一六六頁中。

³⁰ 大正五五・一〇五九頁中。

³² 大正五五・一〇八四頁上。

³³ 常盤前掲論文追補、常盤大定「華嚴宗伝統論及び統論」(『東方学報』五、一九三四)、吉津前掲論文参照。

³⁴ 館野前掲論文参照。

³⁵ 木村清孝『初期中国華嚴思想史の研究』(春秋社、一九七七)三五九頁参照。

³⁶ 甲本は「宗教学大学蔵徳川時代刊本」と記される。校異の取り方や、刊行年数が示されずに「徳川時代」とのみ記されるため、山城屋刊本(序無し)と断定出来る。

³⁷ 大正四五・六五〇頁下〜六五一頁上。

³⁸ 序によれば、雅山はかつて『遊心法界記』を東大寺と高山寺に求めて得たが、『発菩提心章』を得ることが出来なかった。そこで再び、関西に赴いて衆本を集め、校合したものが山城屋刊本だという。『発菩提心章』を収集する前に刊行されたであろう、雅山の序を有する『遊心法界記』刊本には、刊行年が享保戊申(一七二八)と記されていて曼陀羅院刊本よりも時代が下るため、曼陀羅院刊本は雅山の『発菩提心章』収集以前に成立していたと考えられる。

³⁹ 日仏全八・三四二頁。

⁴⁰ 日仏全八・三四二頁。

⁴¹ 石井教道前掲書は、澄観もしくはその一門が華嚴教学にも性悪思想が存在することを明かして天台に対抗するために「性悪偽文」を加えたと予測しているが、普寂の記述を鑑みれば妥当性はない。

⁴² 常盤前掲論文(一九三四)、石井教道前掲書、石井公成前掲載論文参照。

⁴³ 大正四五・五〇六頁上。

⁴⁴ 大正九・五六四頁上。

⁴⁵ 大正四五・五〇六頁上。

⁴⁶ 大正三五・一二三頁中。

⁴⁷ その他、刊本系統の簡教第二には「故経曰成就第一誠諦之語如説能行如行能説乃至学三世諸仏無二語随順如来一切智慧等」という六十『華嚴』功德華聚菩薩十行品の引用が存在する。内容として不都合はないが、法蔵の他の著作では引用されない。

大正三五・一一六頁下。

先行研究では木村前掲書が大正蔵本『發菩提心章』、澄観『法界玄鏡』、宗密『注法界観門』と宋代の紹元『法界観門智灯疏』に含まれる『法界観門』を校合したが、それぞれが異本であることを指摘するに留まる。常盤大定『支那仏教の研究』（春秋社、一九三八、名著普及会、一九七九覆刻）参照。なお、常盤氏は東京大学東洋文化研究所蔵の宗性本『發菩提心章』の写しの奥書に「此發心章異統蔵所収本蓋是華嚴三昧章及流布本發心章両者中間之者也」と記しているが、その存在を認識しながらも意図的に研究では言及していない。同氏が主張する『三昧章』先行成立説にそぐわない点が多くあつたためと思われる。

奥田正造編『高山寺縁起』（奥田正造、一九三二）によれば、法性寺刑部入道という人物がはじめて高山寺に宋版一切経及び経蔵を寄進している。この経蔵は寛喜元年（一二二九）に造立されたことから、経が納められた時期はその前後と考えられる。大塚紀弘「高山寺明恵集団と宋人」（『東京大学史料編纂所研究紀要』二〇）は、明恵の弟子の行弁が法性寺刑部入道の金銭的支援を受けて宋から一切経を請来したと推測し、一切経の請来年を建保三年（一二一五）頃としている。ただし、高山寺にはその後も断続的に宋版一切経がもたらされた痕跡があるために『三昧章』請来の時代がさらに下る可能性は否定出来ない。

常盤前掲載書参照。

東大寺貴重書X一・一一一・四四。

翻刻に際しては新藤晋海編『凝然大德事績梗概』（東大寺教学部、一九七一）五八〜五九頁参照。

東大寺貴重書X一・一〇一・一一九B。

浄照について統蔵本『首楞嚴壇場修証儀』序には「兩浙臨安府北山精進教院住持伝賢首教観比丘浄照伏観（中略）時紹興戊辰歳 十二月十五日 比丘浄照謹題」（統蔵一―九五・五四一丁右）と記され、南宋時代に臨安府の北山精進教院で賢首教（華嚴教学）を伝持する学僧であつたことが窺える。また、高山寺所蔵の『原人論科文』（高山寺聖教類第四一函）の刊記には紹興丁卯十七年八月（『高山寺経蔵典籍文書目録』第二、二四一頁）に、「清凉書（圭峰定慧禅師遙清涼国師書）」の奥書には紹興十四年九月に浄照が工刻を命じたことが記録されている（近藤瓶城編『統史籍集覧』第九冊、近藤出版部、一九三〇、七四頁および常盤前掲論文（一九三四）、五五頁）。

80 金沢文庫「称名寺聖教」八三函三号。

81 金沢文庫編『金沢文庫古書目録』（巖松堂、一九三九）二四九頁。

82 山本智教「宝寿院の藏書」『密教学会報』十四、一九七五）参照。

83 高野山宝寿院文庫目録（『大日本史料』第五編之一二、東京大学、一九三八）一九二頁参照。

84 常盤前掲書は続蔵本『発菩提心章』と朝鮮本・高山寺宋本『三昧章』の三本を比較し、三本それぞれに多くの相違を認め、古本から別個に派生したと推測している。その中で続蔵本『発菩提心章』について「明白に後の追加を有し、且つ最も甚しい誤謬を含む」（四一九頁より引用）と、その不正確さを指摘している。

石井教道前掲書は朝鮮本『三昧章』、宗性本・山城屋刊本・同刊本頭註梅尾本の『発菩提心章』を比較し、すべてが異本であると断定するに留まる。陳前掲書は、大正蔵本『発菩提心章』と高山寺宋本・朝鮮本の『三昧章』を校合して、朝鮮本よりも高山寺宋本の方が大正蔵本『発菩提心章』に近く、朝鮮本が文の意味では最も正しいと結論付ける。

85 その他、結城令聞「華嚴の初祖杜順と法界觀門の著者との問題」（『印度学仏教学研究』第一八号一、一九六九）は東大寺宗性本の表徳第四の五觀における番号の振り方が曼陀羅院刊本と比較して不統一であることを指摘し、『発菩提心章』が『三昧章』に『法界觀門』を挿入して製作された痕跡であるとす。鎌田茂雄「華嚴経普賢觀行法門について」（『駒澤大学仏教研究紀要』二五、一九六七）は、『普賢觀行法門』の成立を探る観点から大正蔵本、高山寺宋本と続蔵本『普賢觀行法門』を比較する。また、中西博士論文は新出資料を除く主要な諸本を校合し、後述する第三頭徳と第四表徳における『発菩提心章』の構成上の齟齬がより古形を留めている可能性を指摘する。

86 続蔵二一六・五三丁左上。

87 理事円融義で理・事の隱頭を論じる第二門も同様の構造で、第八義は「相奪二亡故俱非隱頭也」として理の隱頭と事の隱頭を共に否定することも『発菩提心章』の記述の妥当性を示している。

88 先行研究については註61結城論文参照。なお、木村前掲書は結城氏の主張に対し、数字の振り方は「単なる不統一、あるいは、単行『法界觀門』を考慮した結果と考えても、けっしておかしくはない」（三六〇頁

より引用)と述べている。

⁸⁰ 木村前掲論文六三頁より引用。

⁸¹ 館野前掲論文、中西博士論文参照。

⁸² 普寂の『探玄記発揮鈔』には「疏主華嚴三昧觀云」(日仏全八・九二頁下)として簡教が引用されている。しかし、江戸時代に『華嚴三昧觀』が現存していたとは考えられない。校合の結果、相違はあるものの、宗密『行願品疏鈔』からの孫引きであると考えられる。

また木村前掲書は、他に空海『十住心論』における次の文が『華嚴三昧觀』の逸文である可能性を指摘し、これを含まない現行二書を『華嚴三昧觀』と同一視することに疑問を投げかける。

又杜順和尚花嚴三昧云、但法界縁起惑者難_レ階。若不_レ洗_二濯垢心_一無_三以登_二其正覺_一。(大正七七・三五五頁中)

これに対して王頌『華严法界观门校释研究』(宗教文化出版社、二〇一六)は、右の内容が『発菩提心章』の簡教の内容のまとめであると主張する。しかし、これは『五教止觀』の第五門、華嚴三昧門の引用であり、両者の懸念には及ばない。そのほか、『華嚴三昧觀』ではないものの、永明延寿『心賦註』には『發菩提心章』と『三昧章』に共通する色空章十門止觀の引用が存在することを張雪松「法藏『華严三昧观』研究」(『东亚佛学评论』、二〇二〇)が指摘している。また、『心賦註』には他にも「三昧章」の引用として理事円融義の逸文(統藏二一六・五四丁左下〜五五丁右上)が存在する。

⁸³ 大正五〇・二八一頁上。

⁸⁴ 木村前掲書、館野前掲論文、石井公成前掲論文、中西博士論文参照。

⁸⁵ 木村前掲書、中西博士論文、段雨函「華嚴發菩提心章」宗性本と『法界觀門』別行本について」(『印度学仏教学研究』第七四卷、掲載予定)参照。

⁸⁶ 中西博士論文参照。

⁸⁷ 吉津前掲論文参照。

⁸⁸ また、序論で述べた『探玄記』に記される十重唯識との関係について、複数の先行研究では『華嚴三昧觀』に十門十義のうちの十義として説かれていると論じている。例えば小林實玄『華嚴三昧觀』の研究」

『印度学仏教学研究』第二四卷第一号、一九七五）や鎌田茂雄『中国華嚴思想史の研究』（東京大学出版会、一九七八）は第四色空章十門止観がこれに相当すると主張している。一方で陳前掲書は「観行を説示することが重要で、十重唯識説と全く同じものでなければならぬ理由もない」（一四四頁より引用）と、必ずしも十重唯識の内容との一致を求めないものの、すべては推測の域を出ないとして具体的な結論を出さない。

⁷¹ 常盤前掲書参照。

⁷² 木村前掲書参照。

⁷³ 館野正生前掲論文参照。

⁷⁴ 大正四二・二一六頁下。

⁷⁵ 大正四五・五一二頁中下。

⁷⁶ 筆者は修士論文において、法蔵の著作中の顕過・表徳等の用例から『法界観門』撰者の問題について論及した。これについては近く稿をあらためて論じる予定である。拙稿「法蔵撰『華嚴三昧観』の基礎的研究」（優秀修士論文概要）『早稲田大学文学研究科紀要』第七一輯、掲載予定。また、筆者は第三顕過の本来の章名として、澄観が『華嚴経疏』で言及する真空絶相観が当てはまる可能性があると考える。この名称を仮定すれば、後続する理事無礙観、周遍含容観との間で文字数が一致し、整合性が得られる。

⁷⁷ 館野氏の説をうけ、張前掲論文は十義を満たさない顕過を真空観の中に収め、『普賢観行法門』の普賢行を加えて十門とするべきであると主張している。しかし『普賢観行法門』は、石井公成前掲論文によって偽撰説が確定しているため、この主張は成立しない。

⁷⁸ 石井公成前掲論文参照。

⁷⁹ 中西博士論文参照。

⁸⁰ 拙稿「法蔵の観行思想における解・行」『東洋の思想と宗教』第四三号、掲載予定）参照。

⁸¹ 大正五五・一一六頁下。

⁸² 続蔵一―七・四七八丁左上。